

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「教育事務の点検・評価」という。）について、下記のとおり実施方法を改め、教育事務の点検・評価の充実を図ることとする。

記

1 経緯

教育事務の点検・評価については、中野区行政評価実施要綱（以下「区の行政評価という。」）に基づく行政評価の結果をもって実施してきたところである。一方で、教育行政に係る評価は、他の政策領域に比べて事業等の実施から具体的な成果が生じるまでに相応の時間を要すること、また多面的なアプローチによる取組み内容が多いことなどに特徴があることから、教育委員会において、数値等による客観的評価に強みを持つ区の行政評価に加えた、多様な幅広い側面を考慮した評価手法導入の必要性を指摘されていた。そのため、平成29年3月に中野区教育ビジョン（第3次）を策定したことを機に、実施方法を改め、教育委員会独自の教育事務の点検・評価として実施するものである。

2 実施目的

教育事務の点検・評価を行うにあたっては次の各号に掲げる事項を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。なお、平成29年3月に策定した中野区教育ビジョン（第3次）の点検・評価についても、この教育事務の点検・評価と一体的に実施する。

- (1) 中長期的な視点で点検及び評価を行うこと。
- (2) 教育行政全般にかかる目標の体系に基づく分野、施策及び事業の成果、効率性及び必要性について、横断した視点で点検及び評価を行うこと。
- (3) 数値等で表しにくい目標や成果についての、点検及び評価を行うこと。
- (4) 点検・評価結果を公表し、区民からの意見、提案等を求めることにより、透明性のある教育行政を実現し、説明責任を果たしていくこと。
- (5) 点検・評価結果を目標策定並びに実施事業の見直し及び改善に活用することにより、マネジメントサイクル（計画－実施－確認（評価））を確立すること。

3 実施方法

現行の行政評価の制度に加え、教育委員会独自で中野区教育ビジョンを元にした新たな点検・評価票を作成することによって実施する。

4 外部評価委員会の設置

教育に関し、学識経験を有する者を含む外部評価委員会を設置し意見を聴取する。

5 年間の点検スケジュールについて

(1) 主な手順

- ① 教育委員会事務局において自己点検・評価を行い、その内容を基に外部評価委員会が点検・評価を行う。
- ② 教育委員会は、事務局による自己点検、評価内容及び外部評価委員会の意見を踏まえ点検・評価を行う。
- ③ 点検・評価結果に係る報告書の中野区議会へ提出するとともに区民に公表する。

(2) 一年間の流れ

別紙1 スケジュール表のとおり

	教育事務の点検・評価		
	事務局	教育委員会	外部評価委員会
3月 (前年度)		重点点検・評価項目の決定 (前年度3月～4月)	外部評価委員の決定
4月			
5月			
6月	事務局各分野にて自己評価表を 作成 (6月中)		
7月			<第1回>外部評価委員会(7月下旬) ・委嘱式 ・事業内容及び自己評価内容に係る事務局ヒア1 回目
8月			<第2回>外部評価委員会(8月下旬～9月上旬) 自己評価内容に係る事務局ヒア2回目
9月			外部評価委員意見提出
10月	外部評価委員意見集約作業 外部評価とりまとめ(案)の作成		<第3回>外部評価委員会(10月中旬) 外部評価結果のとりまとめ
11月		<第4回>評価委員会(11月中旬) 教育委員会報告会 教育委員会、外部評価委員会による意見交換 点検・評価内容の確定	
12月	議会提出(12月)		
1月	公表		
2月			
3月		次年度重点点検・評価項目の決 定 (3月～4月)	外部評価委員の決定

1 重点点検・評価項目

外部評価委員会では、評価対象年度における重点評価項目を中心とし、教育ビジョンを基に点検評価を行う。

平成29年度重点点検・評価項目

(教育ビジョン(第3次)における「教育理念を実現するための視点」を柱とする)

① 「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育
確かな学力の定着(知)
豊かな心を育む教育の充実(徳)
体力・運動意欲の向上(体)
② 自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育
I C T教育の推進
国際理解教育の推進
③ 一人ひとりを大切にする教育
発達段階に応じた支援体制の充実
いじめ・不登校対策の強化
④ 幼児期からの連続した教育
就学前教育の充実
小中連携教育の推進
⑤ 家庭・地域・学校の連携による教育
家庭・地域と連携した教育
社会性を育む教育の充実

※次年度の重点点検・評価項目はその前年度3月～4月に決定する。

(平成30年度については初年度のため5月～6月に決定する。)

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。